

日野第五小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改定

第1 いじめ防止の基本方針

1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、日野市、その他の関係機関が相互に連携し、日野市いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

『いじめ』とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条）

第2 いじめ防止の具体的な対策

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こりえるものである」ことを十分に認識して、学校、家庭、地域、教育委員会、その他の関係機関との連携のもと、以下のことを基本として、いじめ防止の具体的な対策を推進する。

児童には、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子供たちはいじめを行ってはならないという指導を徹底する。

2 いじめ対策委員会の設置

以下のメンバーで、いじめ対策委員会を構成する。

・校長 ・副校長 ・主幹教諭 ・生活指導主任 ・特別支援コーディネーター ・スクールカウンセラー ・関係児童の担任及び学年主任

3 具体的な取組

（1）いじめの未然防止

全ての児童が、いじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、すべての児童が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組を推進する。

そこでまず考えたいのが「いじめを生み出さない風土づくり」である。特に一日の学校生活の多くを占める授業時間において、「できた・分かった・役にたった」を味わわせられるよう、教職員が日常的な授業改善に努めることを大前提とする。

また、教職員のいじめ問題に対する指導力向上を図るために、いじめに関する研修を年3回以上実施し、そのうち1回以上は、全教員で「重大事案」の定義及び解釈に関する研修とし、理解を深めたり、相談体制を充実させたりする。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速かつ適切な対応の前提である。教職員をはじめ、大人は児童の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童との信頼関係などを深めていく。毎年、原則5年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

また、毎学期に1回位置付けるふれあい月間において、児童対象に「いじめについてのアンケート」を実施し、いじめの実態等を把握し、学校における教育相談の充実を図る。

(3) いじめの早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている児童の安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。

また、いじめは担任一人に対応せず、いじめ対策委員会における検討結果をもとに全教員で取り組むこととする。

第3 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ被害が短期間に極めて深刻なものとなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用状況を把握することは難しい。また、児童の利用しているメールやSNSなどを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 具体的な対応

- ①校内指導体制の充実（いじめ防止デーの設定）
- ②教育相談の充実（スクールカウンセラーとの連携）
- ③発達段階に応じた指導の充実（東京 SNS ノート 情報モラル指導）
- ④学級活動及び児童会活動等による主体的な取組
- ⑤教育委員会、PTA等と連携した啓発活動

第4 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り抜く～

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記以外にも、いじめられた児童の保護者等から重大事態であるとの申し立てがあったときは、調査の実施や報告など適切に対応する。

(2) 教育委員会への報告

重大事態が発生したときは、日野市教育委員会へ報告し、重大事態調査委員会との連携を図り、重大事態に対処する。事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を、本校から教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。

第5 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取組状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。

いじめ問題が発覚したら

【対応の方針】心がける3つの原則【迅速・丁寧・誠意】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○早期発見・早期対応。 | ○全職員で共通理解を図る。 |
| ○学校経営・学級経営の充実。 | ○早期解決に向けて全職員で取り組む。 |
| ○いじめの定義を理解し、必ず解決する。 | ○警察や相談機関との適切な連携を図る。 |
| ○欠席したらすぐに連絡。 | ○家庭・地域と連携した取り組みを図る。 |

【いじめへの対応の手順】※一人に対応しない。必ず、学年・生活主任、管理職に《報・連・相》

- ①いじめの発見（本人の訴えから、教職員による発見、他からの情報提供）
- ②名前が挙がった児童からの聞き取り（いじめられている児童⇒いじめている児童⇒周囲にいる児童）
- ③行為が事実であることを確認（いじめられている児童の証言を最優先する）
- ④いじめ対策委員会を招集し、被害児童への心のケア、加害児童・周囲の児童への対応を含めて検討し、全職員に周知し、担任の対応を支援する。
- ⑤被害児童・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑥加害児童に指導をする。⇒保護者を呼んで児童と共に事実の説明と指導をする。⇒被害児童への謝罪
- ⑦学級及び学校全体で周囲にいる児童を指導する。
- ⑧教育委員会に報告する。（緊急以外は調査の時で良い）

【教職員の役割分担】

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ○総指揮：校長 | ○指示・集約・渉外：副校長、主幹教諭、生活指導主任 |
| ○児童への聞き取り：担任、養護教諭、SC | ○関係機関への連絡：副校長 |
| ○保護者への対応：校長、副校長、SC、（担任） | ○児童の心のケア：養護教諭、SC |

【学校におけるいじめのサインの例】

- | | | |
|---|-----------------------------------|--|
| ☐ 急な体調不良 | ☐ 遅刻や早退の増加 | ☐ 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ |
| ☐ 学用品、教科書、体育着等の紛失 | | ☐ 学用品の破損、落書き |
| ☐ 保健室への来室の増加 | | ☐ 授業への遅参 |
| ☐ 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 | | ☐ 日頃交流のない児童との行動 |
| ☐ 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ | | ☐ 多数児童からの執拗な質問や反駁 |
| ☐ 特定児童の発言へのどよめきや目配せ | | ☐ 休み時間の単独行動 |
| ☐ 特定児童からの忌避・逃避 | | ☐ 突然のあだ名 |
| | | ☐ 特定児童の持ち物からの逃避等 |
- （机の脇を通らない、同じ蛇口を使わない等）

【家庭でのいじめのサイン例】

- | | | |
|---------------------------------------|--|------------------------------------|
| ☐ 登校しぶり | ☐ 転校の希望 | ☐ 外出の回避 |
| ☐ 教師や友だちへの批判増加 | ☐ 隠し事の発覚 | ☐ 家庭でのお金の紛失 |
| ☐ 荒くなる金遣い | ☐ 長時間の電話や過度に丁寧な対応 | ☐ 感情の起伏の顕著化 |
| ☐ 衣服の不必要な汚れ | ☐ 体への傷やいたずらの痕跡 | |
| ☐ 保護者来校の拒絶 | ☐ 過度なネットへの対応他 | |

【地域で見られるいじめのサイン例】

- ☐登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐一人だけ離れて登下校している。
- ☐故意に遅れて登校している。
- ☐地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- ☐公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。等

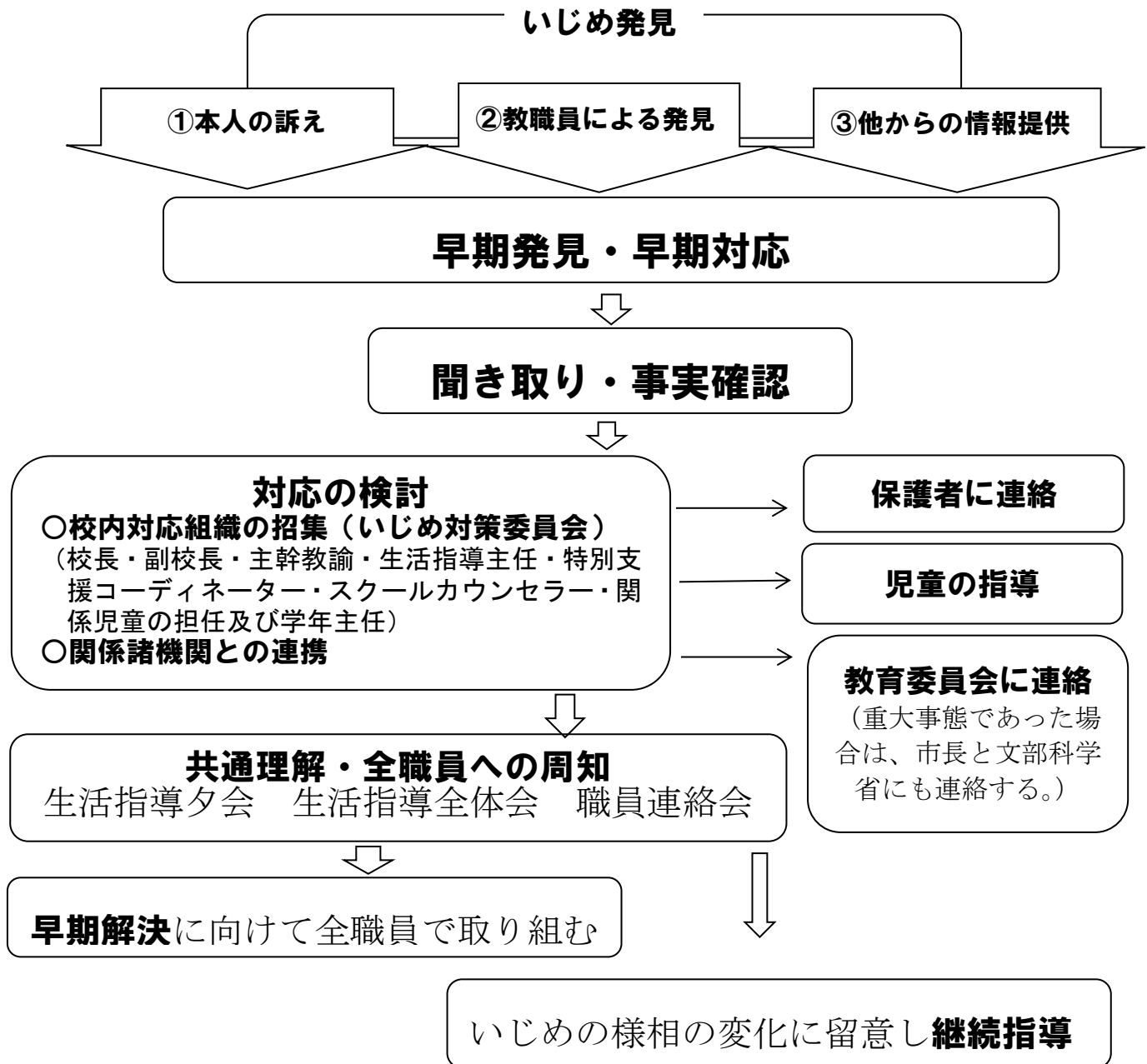
【家庭・地域社会・関係機関との連携】

- 関係者全員による取り組み…いじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、問題解決に向け全員で取り組みを進める。
- いじめ問題への対処方針、指導計画等の積極的な公表…学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めておく。日野第五小学校いじめ防止基本方針の概要や、学校ホームページにその詳細な内容が載っていることを、4月の保護者会で、保護者に伝える。
- 学校・家庭・地域社会との連携…いじめ等に関する情報を寄せてくれる家庭や地域社会に誠意をもって対応しなければならない。解決に当たっては、保護者や地域の代表者と意見交換等をする機会を設ける。
- 早期に警察等の関係機関へ相談し、連携・協力した対応をとる…いじめられている児童の生命または安全が脅かされているような場合や金品の強要など犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察と連携した対応をとる。
- 正確な情報提供で保護者や地域住民の信頼を確保…いじめが生じた際には、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な情報を提供することにより、保護者や地域住民との信頼関係を構築することが重要。

いじめの対応マニュアル

※一人で対応しない

校長・学年・生活指導主任に **報告・連絡・相談**



いじめ防止対策のための校内体制

- ① 危機管理マニュアルに準じ、役割を分担して取り組む。
- ② 未然防止のために以下の通り、年に3回アンケートを実施する。
- ③ いじめ防止デーにおいて、いじめ防止に関する授業を実施する。
- ④ 生活指導夕会で児童の情報を共有する。
- ⑤ 児童の自己肯定感を醸成するための日々の授業改善

いじめについてのアンケート

ねん ぐみ ばん な まえ
年 組 番 名前 ()

ひのだいごしょうがっこう
日野第五小 学校では、いじめのない、明るく楽しい学校をめざしています。このアンケートは、みなさんがあんしんたのせいかつ
なさんが安心して楽しく生活できるようにするためのものです。

【いじめ】とは次のようなことをされていやな^{つき}気持ちになることです。

- ④ わる^{くち}口、からかい ②かげ^{ぐち}口 ③むし、なかまはずれ
④おどされる ⑤いじわる（くつかくし、ものかくし） ⑥ぼうりよく
⑦お金^{かね}やものをとられる ⑧あとかたづけをむりやりさせられる
⑨いたずら ⑩いやがらせの電話^{でんわ}・メールなど

◇ このアンケートを書いた事で、あなたがさらにいじめられることのないよう、徹底的にいじめがなくなるまで先生たちが指導し解決するので、こわがらずに正直に、本当のことを書いてください。あてはまるところの（ ）に○をつけてください。* 昔にあった事で、すでに解決したことは書かないでください。4月から今までの間の事を書いてください。（1学期のアンケートで解決したことは書かないでください。1学期のアンケートでも解決しなかったことは、引き続き2学期のアンケートに書いてください。）

- あなたは、今^{いま}いじめられていますか？
() いる () いない
- あなたは、今^{いま}だれかをいじめていますか？
() いる () いない
- 今^{いま}、あなたのクラスで、いじめがあると思^{おも}いますか？
() あると思う () ないと思う
- 自分^{じぶん}や友達^{ともだち}のいじめのことで、先生^{せんせい}に相談^{そうだん}したいことがあったら、自由^{じゆう}に書^かいてください。
(先生^{せんせい}に相談^{そうだん}したいこと特^{とく}にない人^{ひと}は、昨日^{きのう}、または今日^{きょう}あった楽^{たの}しいこと^{こと}を書^かいてください。)